

Title	独占形成期における労資関係と労働組合運動（その二）：イギリス綿工業
Sub Title	Labor and capital relationship and trade union movement in the monopoly formation period, as seen through the cotton industry of England (II)
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.12 (1968. 12) ,p.1249(29)- 1276(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19681201-0029
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19681201-0029">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19681201-0029</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いるということができるとはあるまいか。

五、結 語

最後に、以上の諸資料にもとづく考察をつぎの五点に要約し、今後の検討のための仮説として提出したい。

- (一) 厚生省の被爆者実態調査は、被爆者全体が国民一般と大差ないという結論を下すに十分なものは必ずしもいえない。
- (二) 被爆後における一応の生活再建期を、世帯の再構成・広島地域社会への復帰・経済生活の回復といった指標についてみると、被爆による本人の健康・世帯構成・地域社会等の破壊が顕著であるほど、再建の時期がおくれ、これはまた広島地域社会全体の戦後復興の波にも乗りおくれることとなって再建以後の経済的活動にも不利な影響をあたえている。
- (三) 被爆は世帯の主たる生計維持者により多くの打撃をあたえ、被爆後の生活で他の世帯員、とりわけ女性の経済的責任を加重している傾向がある。
- (四) 被爆は社会階層の上層から下層にわたって、普通爆弾による場合に比較すればより一様な被害をあたえたようであるが、その回復はやはり上層において著しく、下層はより重い負担をになわされている。
- (五) しかも被爆者の階層構成全般としては、戦後広島島の復興と発展にもかかわらず、被爆前の階層的位を十分に回復するにはいたっていない。

後記・なお面接調査の実施から、その結果の計析、およびこれを補足する諸調査を進めるに当って、米山桂三教授を中心とする「被爆地広島  
 の社会変動」研究グループの方々から密接な協力をうけ、また四二年度において慶応義塾大学法学部政治学科研究資金、四三年度において  
 慶応義塾学事振興資金による援助を受けたことを記して感謝する次第である。

独占形成期における

労資関係と労働組合運動 (その二)

—イギリス綿工業—

飯 田 鼎

- 一、一九世紀中期労働組合運動における綿業労働者
- 二、独占形成期における綿業労働運動と賃金決定機構
- 三、独占形成期における綿業労働組合の構造

—

綿工業が、イギリスの産業における地位は、産業革命以来、きわめて重要なものであったが、そのためにまた、イギリス  
 資本主義の世界市場における独占の喪失は、綿製品の輸出市場における変化において、もっとも象徴的にみられたところ  
 であった。<sup>(2)</sup>「世界の工場」としてのイギリスの地位は、一八七三年恐慌を契機として大きく動揺し、一八九〇年代には転落へ  
 の途を辿ったことはしばしば指摘されるところであるが、世界市場における独占の喪失の時期におけるイギリス資本主義の  
 なかで、綿工業の労働組合運動の発展が、どのような地位をしめていたかを探求することが、ここでの目的である。独占の  
 形成にともなって、労働者の組織がどのように変化し、その労資関係や闘争形態がどのように変貌したかが、ここにおける

独占形成期における労資関係と労働組合運動 (その二)

問題である。

いうまでもなく、綿工業における労働運動は、きわめて古い歴史をもっている。その理由は、何よりも産業革命がこの部門においてもっとも早く進展し、機械制大工業の建設が徹底的におしすすめられ、資本・賃労働の分化が他の産業部門に比べていちじるしく、またその対立もきわめて早い時期から尖鋭な形をとってあらわれたからである。ラディット運動やチャイティスト運動は、その意味で産業革命期における象徴的な運動といふべきであろう。しかしながら、一般に、綿業労働者の近代的な組織として知られたのは、一八二九年、ジョン・ドハーティの指導によって結成された全英国紡績工組合 (National Union of Cotton-spinners) であつた。一九世紀後半における全国的職能別組合の運動のなかで、この組織は、機械工や炭鉱夫の組合とならんで中核的な地位をしめるのであるが、その独占形成期における変貌の過程は、まさしく、綿業労働者の組織自体の特殊性に密接な関係がある。

一般に《Trade union》という名称は、最初、同一都市または地域内の労働者の共通利益を擁護するこれらの小さな労働者クラブのいくつかが集まつて行つた連合運動のことを呼ぶのに用いられたものであつた。クラブ自体は、一般に少数者の集まりであつた。そして通常、クラブ員の住宅か作業場の附近の酒場で会合し、共同資金の出納係には酒場の亭主を雇うことが往々あつたといわれる。こんな小さな団体では、いくつかが集まつて共同しない限り、賃金や一般雇用条件の調節などは、大したことはできなかった。そこで随時、連合委員会を組織したが、それこそ同盟会 (Union) であつて、それによつて特定の運動、たとえば賃金切り下げへの抗争とか、賃金値上げ要求とか、あるいは、徒弟年期を終了しない労働者の雇入れ反対とか、熟練工と徒弟との人数割合の増加とか、もしくは深夜業や残業の反対の運動を行つたのであつた。これらの同盟会は、それを結成した特殊目的を達成してしまつたり、あるいはそれはそれに失敗した場合には、普通、解散して後に残るのは、それを構成したクラブだけであつた。しかしやがて追々と同盟会が存続するようになり、かくして従来の少人数の地方

的クラブを支部にした労働組合が生まれたのである。<sup>(3)</sup> 従つて、一九世紀前半のイギリス労働運動に特徴的なことは、「労働組合はできたり、潰れたりしていた」<sup>(4)</sup> ことであり、職種によつてその組織形態もちがつていたといふことができる。

(1) コート「イギリス近代経済史」、天川潤次郎訳 (ミネルヴァ書房)、二二―二二二頁。

(2) 「一八四七年恐慌と一八六六年恐慌とのあいだに、イギリスは他の国よりも高いテンポでその製鉄業を發展させ、世界生産における自国の比重をふたたびたかめている。六〇年代の後半になつてはじめて、イギリスの工業的独占はこのもっとも重要な領域においても崩壊しはじめた。しかしおくれればじまつたにもかかわらず、この過程はここでは軽工業におけるよりもいっそう急速にすすんだ。しかしおくれればじまつたにもかかわらず、この過程はここでは軽工業におけるよりもいっそう急速にすすんだ。

このように、イギリスの工業的独占の挫折は、イギリスの競争相手たちが、重工業の發展におけるより、いち早く成功をおさめた繊維産業の分野で、まず最初にはじまつた」(エリ・ア・メンデルソン「恐慌の理論と歴史」第一分冊、青木書店、一九六〇年、二二八頁)。

(3) G.D.H. Cole, An Introduction to Trade Unionism, 水上鉄次郎訳「労働組合入門」(上)、一九五八年、一〇頁。

(4) 前掲書、二二頁。

労働組合が、真に安定した地位を経済社会に占めるに至つたのは、一八五〇年代から七〇年代までの間であつて、熟練工の全国的な職能別組合 (クラフト・ユニオン) の確立は、合同機械工組合の成立をもつて知られるが、そこでは職業と救済活動が緊密に結合し、極度に中央集権的な財政組織をもち、組合基金の管理および支出について、中央執行委員会の権限が強大であるという傾向は、組織自体の特殊性からくるのであるが、<sup>(1)</sup> これとは対照的に、綿業労働者の組合は、機械工組合にみられるような《amalgamation》ではなく、《Federation》であつて、その基礎的な単位は、《Trade club》として知られるところの自主的な地方組合であり、このような組合は、会員が、二〇〇名をこえる程度にならなければ、専従の書記を一人以上おくことはできず、従つて、一般にその大部分は、一般組合員が、運営にあたつており、さまざまの仕方で連盟を組織したのであつた。<sup>(2)</sup> すなわち、各組合の地方的な団体は、全国的な組合の単なる支部とはならず、別個の存在として基金を保有し、ただ闘争のためにだけ中央の「連合」の傘下に結合した。はじめは、賃金交渉は各都市ごとに、別個になされはした

が、次第に広い地域に及ぶ統一的な価格表 (Standard) が発達し、この表に均一的な比率で加減を行って賃金を調整する慣習が生じた。一八五三年、最初の近代的な標準出来高の価格表としてのブラックバーン表は、それ以後、木綿工業を支配した団体契約制度の発達の上の重要な段階を示すものであった。このように賃金交渉が、非常に単純化され、且つ賃金問題にかんする契約が集中化されるようになったことによって、「連合」の権力が増大したのであって、機械工が集中的な組織を結成したのに反して、綿業労働者は、地方的な組織をもちながら、ますます集中的な契約に移る傾向にあった<sup>(3)</sup>。

(1) この点にかんしては、徳永重良「イギリス賃労働史の研究——帝國主義段階における労働問題の展開」一九六七年、法政大学出版局、「第七章労働組合運動」を参照。

(2) H. A. Turner, Trade Union Growth, Structure and Policy, A Comparative Study of the Cotton Unions, 1962, p. 109.

(3) G. D. H. Cole, A Short History of British Working Class Movement, 林訳「イギリス労働運動史」(2)、六八一—六九頁。

さらに重要な点で綿業労働者の組合は、機械工組合 (以下 A S E と略称) のそれとは異なっていた。自由競争段階における A S E の政策は、主として労働の供給制限と調整および出来高払いと請負制度に対する反対が中心となっており、時間外労働と徒弟の制限および徒弟期間を終了した男子のみの就業を主張したのであって、一方における出来高払いにたいする反対は、労働強化を防止し、他方において、労働者の団結を破壊するように仕組まれた「親方請負制度」を排除しようとしたのであった<sup>(1)</sup>。このように機械工組合は、既して徒弟制度を根幹とする労働力の供給制限を中心的な政策としていた<sup>(2)</sup>のであって、一八八〇年代、独占段階の到来と新技術の導入によって、その政策は、のちにいちじるしい変更をとげた<sup>(3)</sup>といえ、一般に新型組合の典型として、経済闘争と共済活動との密着、組合の財政政策および行政における中央集権化傾向が顕著であった。これに比べるならば、綿業労働者の組合、とくに紡績工組合は、実に対照的であったことがわかる。地方単位の財政と連立的構造、標準価格表に基礎をおくところの団体契約、そして機械工の場合には、組合規則を中心として行うところの労働時間および労働条件に対する法律的規則の要求にみられるように、綿紡績工組合は、ウェット夫妻のいうような意味に

おける "New Model Union" という概念規定のなかに、機械工と同一無差別に理解することは必ずしも正当ではないことを認識しておく必要がある。これはもちろん綿業労働者のみならず、炭鉱労働者、建築工、活版工の組合などの場合についてもいうことができるのであるが、対照性は紡績工組合の場合にとくにいちじるしい。そのような差異は、一体どこからおこってくるのであろうか。

(1) Cole, *ibid.*, 上掲書、六九—七〇頁。

(2) たとえば、ジェフアリスはつぎのように書いている。「機械工組合に入ろうとする者は、きびしい制限を課せられた。たとえば眼鏡をかへざるをえないような人は、加入を許されなかったし、やや猫背の人をいれる前に、ブリッジウォーター支部は、執行委員会に相談することを必要と考えたのである。見込のある会員の健康、熟練および性格に対する厳格な注意は、会員たちが、その組合の疾病、失業および老齢の場合の扶助を、以前の組合とは比較にならないほど大規模に且つあたえたいことをきめて以来、重要なものとなった。経験に助けられて、機械工組合は、加入の条件をのちにゆるめたいけれども、その伝統は残った。若い人が組合員の試験に合格した場合には、組合員証を与えられ、どこかの組合員にとつても、最上の期待となった。」(Jettys, *Story of Engineers*, 1945, p. 58.)

(3) 「ところが今日では、合同機械工組合とそのほとんどすべての部分的対抗者とは、徒弟であったかどうかを問わず、機械工場にたとえたるなるボーイあるいは機械見張者としてでも、五年間勤めた人、およびその採用志願時期に、職業中の彼の特殊部門で標準賃銀を得つつある人は誰でも加入を許される。」

機械工の間における徒弟規制のこの完全な崩壊は、思うに、その規制自身に何等か不合理な点があったためではない。植字工とは異って、機械工は、徒弟数の絶対的最大限度を定めるとか、あるいは大工場での工場の大さに比例した数の少年の訓練を、何らかの方法で阻止するとかは決してしなかった。彼らはその規則ないし雇主との交渉において目指したことは、今日、鉄船工が一般に承認しているような取りきめを行うことであつた。ところが、ボイラー製造工合同組合 (United Society of Boilermakers) に比較して、不幸にも、機械工は、旧式な彼らの手工業的熟練 (Candorata) が、次第に崩壊することによって、彼らの努力が水泡に帰するのを見たのである。われわれは実に、産業革命によって、徒弟制度が崩壊した典型的な例をここに見出すことができる。」(Webb, *Industrial Democracy*, 1920, p. 470. 高野岩三郎訳、五六八頁)。

しばしば指摘されるように、ヴィクトリア型労働組合は、熟練労働者を中核とする全国的な職業別組合として知られている。しかし熟練の内容規定は、その職種によって異なる性格のものであり、たとえば、

独占形成期における労資関係と労働組合運動 (その二)

- (一) 機械制大工場のもので、資本による直接的な労働力統轄と支配とが行われている場合。
- (二) 機械化しえない、もしくは機械化がおくれている職業におけるように、組合による労働力供給および独占が確保されている場合。

同じく熟練労働といっても、その意味するところは異ならざるをえないし、熟練労働者の地位もまたこれにともなうて相応する形をとることはもちろんである。たとえば、機械製作工場は、鑽孔機 (drilling machine)、平削機 (planing machine)、穿孔機 (boring machine)、縦削機 (slotting machine) およびフライス盤 (milling machine) をはじめ、非常に多くの旋盤を応用したさまざまな機械をもすえつけられているのに反し、大規模の紡績工場は、ただひとつの型の自動精紡機もしくは力織機が大量に並べられているにすぎない<sup>(1)</sup>のであって、こうした構造を考慮して、熟練の意味を考えるならば、当然それは、労働者の構成ならびにその組織にかかわる問題となるであろう。

周知のように、綿業労働は、一般に、熟練が長期の予備的な訓練を必要とするという意味においては、熟練労働ということはできない。すなわち、その仕事の大部分は、機械を監視するという単純労働であり、機械に原料を供給し、その生産物をおさめ、且つそれを清潔に保つというように、不熟練労働者によっても十分になしうるところのものであった<sup>(2)</sup>。多少の熟練を要する場合があるとしても、それは修練の産物ではなく経験の産物であった。従って一般に綿業労働における熟練工とは、たんなる機械の監督というような基本的な作業にたいして、さらに機械の保安全いし設置という仕事がつけ加えられた場合に、しばしばそう呼ばれるのである<sup>(3)</sup>。要するに綿業においては職種間の熟練に明確な区別が存在せず、個々の労働者の経験の有無が、それを左右するところのものであり、いわば程度の問題にすぎなかったのであって、その意味では機械工や建築工とはまことに対照的であった。すなわち、その場合には、熟練と不熟練との鋭い差別 (demarcation) が、伝統的な徒弟制度の産物であり、熟練と不熟練とのそれが、明確に区別されるのが普通であった。ここで必要なことは、いわゆる New

Model Union の類型規定と、そのなかでの綿業労働者の組合の特殊な存在とは一体どういう関係をもつかということになる。いうまでもなく、綿業労働者の組織も、それが職制的横断組織であるかぎり、機械工などとは異なった特色をもちながら、徒弟制度を維持しようとしたのは当然であって、それゆえに工場制度という徒弟制度の崩壊を必然的に呼びおこさざるをえない環境のなかで、若干のクラフトは残存して、いわゆるクローズド・ショップ制の原則にもとづくきわめて閉鎖的な組合を維持していた。それは主として、その技術習得にともなう必然的な条件によって制約されていたのである。たとえば、同じく綿業労働者といっても、除毛工や起籠工あるいは織工などの組合は、いわゆるオープン・ユニオンであったのに反し、それら若干のものを除く他の職種がクローズド・ユニオンであったことが特徴的である。

このように、綿業労働者の組合の場合は、職種がちがによって、組合がオープンな形をとるか、閉ざされた形をとるかわかれたのであったが、しかしその場合、たとえば入職制度が行われていたとしても、それは機械工や建築工にみられるような厳格な入職制限を到底行うことができなかった。その最大の理由は、機械化 (産業革命) の進展にともなう技術的変革によって、熟練労働の単純労働への分解、熟練労働の内容規定の変化、あるいは綿工業においては、大規模な工場制工業の普遍化などによって、資本の側から、労務統轄機構がより強化され、組合のコントロールが制約されるというようなきざまな事情により、綿業労働者の組合は、近似的ではあるが、他のいわゆるクラフト・ユニオンとはやや異なる組織原則に従わざるをえなかったのである。ただここで注目すべきことは、綿業労働者といってもさまざまな職種がみられるのであって、まず第一に、熟練労働者としての紡績工および織布工があげられなければならない。これはいわば工場主のもとでの監督的な立場に立つ、いわば親方であり、もっとも特権的な労働貴族層を形成していた。そしてこの親方の下に、その監督の下に、成人男子の紡績工、織布工もしくは仕上工が広はんに存在し、基幹的な労働力部分を構成している<sup>(4)</sup>。いわゆる綿業労働者 (cotton operatives) として、労働組合運動にきわめて重要な役割を演ずるのは、工場主の依頼により、監督の地位に任ずる親

方のもとで就労する労働者 (Cotton operatives) であり、その運動も、もつとも早い時期に開始されたのであった。一八四〇年代における綿業労働者組合連合 (Association of Operative Cotton Spinners) の活動はその意味で、まことに注目すべきものであった。

- (1) Webb, Industrial Democracy, p. 471. 高野訳五七〇頁。  
 (2) いうまでもなく、ジェニー紡績機およびミュール紡績機の場合は、紡績工にとって熟練を要し、その熟練修得のために、ある一定の期間を必要としたため、男子労働力を必要としたのであったが、力織機の出現によって、単純労働に近いものとなり、婦人労働者によってもあつかい易いものとなった。熟練労働者としての紡績工とその下請工としての綿業労働者、婦人労働者およびその他の関連労働者との複雑な利害関係は、このような技術的な変革の過程と密接にかかわり合いをもっている。  
 (3) Turner, *ibid.*, p. 111.  
 (4) 戸塚秀夫「イギリス工場法成立史論」(未来社)一九六六年、一六〇頁。

## 二

すでに指摘したように、綿業労働者の運動は、産業革命期においてももつとも活潑な展開をみただのであり、その運動の中核となったものは、ひとつは手織工を中心とするしほば暴動的な形態をとったところのものであり、いまひとつは、ランカシア地方を中心とする綿紡績工業労働者の運動であったといえることができる。しかし注目すべきことは、すでに労働者の組織が一八世紀中葉から一九世紀初頭にかけて、広はんに存在していたにもかかわらず、近代的な綿業労働者の運動は、連続的・恒常的な発展としては、一八五〇年以前には見出すことができないことである。その理由は、綿業労働運動の構造にもかかわらず、古くからの労働者と新しい型の労働者の関係が明確でなく、両者はともに競合し、そのような競合状態は、組織の企図にも反映していた。一八四二年、チャーティスト運動が未だ勢力を失っていない段階において結成をみた連合王国綿業労働者組合 (Association of Operative Cotton Spinners, Twiners and Self-facings Minders of the United Kingdom) は、新

しい労働者を結集しようと努力し、地方的にはかなりの成功をおさめたのであったが、それにもかかわらず、この組織は、古いミュール紡績工と新しい看視労働者 (Ender) との間の対立を克服しえなかつたし、これに乗じて、雇主の側からする分裂政策が有効に講じられたのである。すなわち技術的熟練を主とするミュール紡績工は、一般的に機械化による自動的な装置によって賃金切り下げを強行されるのを警戒し、看視労働者との対立は容易にとけなかつたのであるが、これにたいして雇主は、ミュール紡績工の孤立化をはかるため、彼らが本来払うよりも高い賃金によって、紡績工の助手たちを買収しようとしたのであって、これは、紡績工の労働貴族的な地位を危うくするところの政策であった。このような事件は古いミュール紡績工と、彼らからみれば不熟練労働者であるところの看視人との対立をますます深める結果となり、若干の組合は、自動紡績機の看視労働者そのメンバーから除外した結果として、これに対抗するものとして、後者の組合が結成されることとなった。いうまでもなく、綿紡績業の変革の過程で、一八六一年に成立をみた看視労働者の組合としての自動紡績工組合 (Self-Actor Society) は、のちにもつとも完全に組織された組合となり、一八八〇年代におけるミュール紡績工の減少傾向とともに、最終的には彼らの組合をこれと結びつけることとなったのであるが、一八四〇年代、すなわち全国的職能別組合形成の時期においては、新旧労働者の差異およびそれから結果する利害の対立はいちじるしかったのであって、紡績業よりは織布業においてとくにはっきりした形をとったのである。紡績業においてはミュール紡績工と精紡工との差異は、双方とも機械化された紡績機械工場を前提としており、その差異は、この機械を基礎とする熟練の問題となつてあらわれたために、その対立は比較的小さかつたの<sup>(4)</sup>にたいし、一方、力織機工場における織布工と、他方における手織工の場合は、明らかに工場労働者と家内労働者との差異であり、それは女子労働力の導入によって、ますます複雑なものとなったのである。

(1) いわゆる「古いタイプ」の労働者と新しいタイプの労働者との関係は、たとえば、手織工と力織機工との関係において象徴される。また、紡績工についていえば、ミュール紡績工とより進歩した紡績機械をあつかう労働者との対立。

(2) Turner, *ibid.*, p. 115.

(3) *Ibid.*, p. 116.

(4) この点については、たとえば、ミュール紡績工場をのちに自動紡績工場に転換することが可能であったし、同じ工場もしくは同じ仕事部屋においてさえ、両方の機械が見出されたといわれる。(Turner, *ibid.*, p. 116.)

産業革命初頭の機械織工は、いうまでもなく、婦人もしくは少年であったけれども、その後、工場制度の本格化とともに、男子労働者が拡大していく傾向にあったが、他方において、根強く残存する手織工は手織業そのものの衰退する過程で、しばしば婦人にとって代られたとはいえ、圧倒的に男子がしめていた。手織工はその性格上、広範囲に団結することが不可能であったのたいていして、力織工は早くから団結し、一八一〇年代にストックポートの工場の最初のストライキから一八一八年の大規模なランカンシアのストライキの波をひきおこすのであるが、<sup>(1)</sup>ここでは組合組織の形態を中心にして考察するならば、一八三四年から七年の間に、グラスゴウ、プレストンおよびオールダムの地域に力織工の組織がつくられ、その最初の年、すなわち一八三四年には、織機業のための最初の地域賃金リスト (First district wage-list) があらわれたのである。これをみても手織工に代って力織工の数が増大し、その組織の伸張をうかがうことができるのであるが、とくに一八四〇年、マンチェスターにおいて結成をみた英国およびアイルランド力織工組合は、その短い活動期間にもかかわらず注目すべきものであった。しかしこのような例は、いわば例外としてとどまり、一九世紀前半には、綿業においては近代的な意味での全国的職能別組合は存在しなかったといえることができる。五〇年代から六〇年代にかけての転換期に、近代的労働組合主義への胎動がはじまり、その背後には、四〇年代からの工場法運動やチャーティズムとの関連において行われた労働者の生活改善運動、<sup>(2)</sup>自主的教養団体としての機械工学校 (Mechanics Institute) などがあつたことは無視しえない。一八六〇年代の資本主義の相対的安定が、チャーティズムの時代のいちじるしい敵対的感情を緩和させ、雇主と労働者が『対等の』立場で、労働条件などについて話し合う気運が生まれつつあつた。こうしたなかで近代的な綿業労働組合結成への途が模索されるのである。

るが、一八五三年に建設された合同綿糸紡績工組合は、一八六九年まで、オールダムおよびボルトンのような重要な地域の地方組織の不参加および形勢観望的態度によって、勢力を分散させられ、全国的組合としてはきわめて統制力の弱い組合として存在し、また綿織工もほぼ同一の事情にあつたといえよう。<sup>(4)</sup>但し、ブラックバーンの価格表 (Blackburn List) として知られる複雑な請負仕事の賃金表を一八五三年に雇主に認めさせることに成功したのであるが、しかし一般に手織工の本格的な組織運動は、一八六〇年代の終りから一八七三年恐慌の時期にかけてようやく本格化し、綿業労働運動内部の諸矛盾も露呈されたのである。

(1) この点については、Hammond, *Skilled Labourer*, 1920. 拙著「イギリス労働運動の生成」(一九六六年) 参照。

(2) 『ランカンシアの擄猛』はありふれたそして適当なよび名であつた。つい最近までは、いかなる場合も、五〇〇人が集まることは危険だつたものである。少なくともパン屋や肉屋は、略奪された。ところが今や一〇万の人々が集まることも暴動はおこらない。何故か？ 前にのべた事実を除けば、人民が目的をもつたことである。その目的の追求は、彼らに彼らの眼で何が重要であるかを教えることであり、彼ら自身の意見をもつなかで彼らを向上せしめるからである。かつては暴動の指導者であつたところの人々こそ、平和の保持者であるからである。改革が前進するにつれて、あらゆるところにおいて泥酔がいちじるしくへつたのであつて、このような変化を生み出すほど強力に作用するところの原因というものは、何ものかを生み出すことができる……。(G. Wallas, *Life of Francis Place*, 1951, London, pp. 145—146.)

(3) これについては、Mary Tyeote, *The Mechanics Institutes of Lancashire and Yorkshire before Manchester*, 1957. を参照。

(4) Sidney and Beatrice Webb, *History of Trade Unionism*, 1920, p. 307.

では、一八七三年恐慌をもって労働運動を区分する重要な根拠とは一体何であるか。一八五三年および五九年における賃金切り下げに反対するストライキをはじめ、五〇年代および六〇年代にかけて頻発したストライキは、局限された一地方を出ないものであり、争議は主として、ランカンシア北部および北東部の急速に発展する産業中心地に集中する傾向をもつていた。しかしながら一八七〇年代になると新しい変化がみられ、とくに七三年恐慌を契機として、たんに一地方あるいは一工場という狭い枠を超えた産業全体への広がりをもよおすようになり、運動自体が質的転換をとげるようになるのである。そ

れと同時に注目すべき変化は、組合運動の中心が北部ランカシアから南部もしくはヨークシアに移り、恐慌後の一八七五年以後に地方組合の三分の二程度が建設されたのであって、それ以前のものは、北部ランカシアに発生したものが大部分であったのに反し、新しく出来たものはランカシア南部およびヨークシア地方を中心とするものであった。といってもこの新しい地方的組合は、既存の職業的なグループの再編成にすぎないものもあつた。この場合、紡績工のみを組織対象とする合同紡績工組合 (Spinners' Amalgamation) は、クロード・ショップ制をとり、これに反して、梳綿機室労働者は、オープン・ショップ制をとっているところの二つの組合を含んでいるのが特徴的であり、一方これと並行して、類似の組織としてのオープン・ショップ制をとるところの合同綿織工組合 (Weavers' Amalgamation) と撚り糸工組合のクロード・ショップ制とが対照的であるといわなければならない。綿紡績工組合と撚り糸工組合 (クロード・ショップ) と他方、梳綿機室労働者 (オープン・ショップ) の組合が並行して綿工業に存在したことがまことに特徴的であつた。

梳綿機室労働者の組織が、はじめオープンであつたといふことは、その組織が小さく、また組合員が非常に少かつたといふ事実にもよつてゐる。すなわち、各地に散在してそこで地方的な規模での団体交渉を行い、組織としてはきわめて微弱な段階にとどまつていたことは、たとえば一八七二年、団結の経験がないために、地方的な協同組合が、団体交渉の指導をひきうけざるをえなかつた事実<sup>(1)</sup>をみて明らかであろう。やがて第一次大戦の頃になって、紡績工の組合員数は、梳綿機室労働者の数によって追い抜かれるのであるが、それにもかかわらず、安定した近代的な労働組合としては、綿紡績工組合が代表的なものであり、全国的な職業別組合としては、一八八三年、連合繊維工場労働者組合 (United Textile Factory Workers' Association) として、あらわれたものである。<sup>(2)</sup>これは多くの合同組合 (amalgamation) を連立せしめるところの環として役立ち、またそれらの労働党への加入にあつて、きわめて重要な役割を演ずることが注目されなければならない。<sup>(3)</sup>このようにして綿紡績労働者の労働運動における役割は次第に確固としたものになつていくのであるが、とくに旧い熟練を主とするミュー

ル紡績工組合の没落から近代的な労働組合への発展の過程で明らかにしたこと、労働力供給の統制をめぐつてであつた。これを楨杆として、それは、綿業労働者の組合運動全体をリードするに至るのである。産業革命の技術の過程で、自動紡績機 (Self-acting m/c) が導入され、ミュール紡績工の賃金の低下および人員の削減そしてそれに対する出来高工の代替、ひとりの監督者による数台のミュール機というように、全般的に合理化がおしすすめられていく過程で、綿紡績工組合は守勢に立たされたのであつたが、やがて自動紡績工は、かつてのみずからのペースによる機械操作の体系と入職制度を確保することによつて、自己の職業的利益を守つたのである。すなわち自動紡績機の監視労働者 (Self-acting m/c) がみずから紡績工と名のり、またその役割を果たすにまつたのであつて、彼らは一対の自動ミュール機に、二人の男子の出来高工がつき、監視労働者はこの出来高工のみ補充され、個々の工場においては、厳密な先任制がとられたのであつた。この点、古い手織工の徒弟制度が消滅し、新しい力織工の組合が、自由な入職制度をとつていたのとは、まさに対照的であつたといふことができるであらう。

紡績工のように、入職制度において規制力をもつか、織工、とりわけ力織工のように自由な入職を許しているかによつて、組合の政策自体に大きな相違を来すことはいうまでもないが、とくに炭鉱業とならんで出来高払い制度の発展している綿工業においては、この点は強くあらわれざるをえなかつたのである。そして出来高を賃金算定の基礎とするこのような出来高払い制度は、近代工業が、家内工業からそのまま受けついでたところの制度であつて、家内工業およびマニファクチュアの段階においては、生産物が量的にも質的にも少なく、賃金率も簡単ではあつたが、大工場制度の発展と技術的変革とは、生産物の多様性を可能とし、従来のように慣習によつて出来高払い賃金率を決定することはかなり困難となるとともに、しばしば労資間の紛争の重大な原因となるに至つたのである。すなわち糸や布地の異なつた種類のために、賃金率間の有機的な関係を維持することは困難であり、しかもその困難性は、一方において雇主が、そして他方において労働者が生産物の異



なれる種類の夥しい急増のためのみならず、新しい製品がつけられる過程もしくは諸条件の変化を保障するために、賃金率の修正を要求しはじめることによつて、ますます増大せざるをえなかったのである。

(1) Turner, *ibid.*, p. 127.

(2) ウェブは一八八〇年代から九〇年代にかけての綿業労働組合運動の構成について、つぎのようにのべている。「一八九二年の繊維産業労働者の間における労働組合運動の目立った事実は、有効な組織というものがほとんど綿業労働者に限定されたことであり、彼らは少くともこの部分の二〇〇、〇〇〇人の労働組合員の三分の二を含んでいた。炭鉱労働者と同じく、綿業労働者は独占的な職業上の目的をもつて、連立の組合連合 (Federal association) に対する強い傾向というものをもっている。四〇の独立の地方的な組合連合を包摂する一九、五〇〇人の連立組合として、一八五三年に建設された強力な合同綿紡績工組合連合 (Amalgamated Association of Operative Cotton-spinners) は、その姉妹的組合連立としての北部諸州合同織工組合連合 (Northern Counties Amalgamated Association of Weavers) (一八八四年に建設され、会員七一、〇〇〇人) と合同梳綿室工組合連合 (Amalgamated Association of Card and Blowing Room Operatives) (一八八六年に創設) に加入した。この組合連合は、もつぱら議会的な目的のために結成されたものであつて、一二五、〇〇〇人というかなり大きな政治的な勢力を結集せしめて、ランカシア、チェンニアおよびヨークシアの綿業労働者を組織し、その結果、炭鉱夫連盟について、この国のもつとも強力な労働組合組織となつたのである」(Webb, *History of Trade Unionism*, 1920, pp. 434-435)。但しこの場合、いふまでもないことではあるが、綿紡績工の組合は、もつぱら成人男子労働者から成つており、少年の出来高工 (pieceers) が、従属的な組織のなかくみこまれていたことである。また、綿織工や梳綿室工組合においては、婦人はその組合員の大部分をしめていたことは注目されねばならない。

(3) しかし、紡績工組合は、労働党結成の前史ともいふべき一九世紀末期にあつては、保守党にたいする強い支持をもつて知られていた。(E. Bealey and H. Pelling, *Labour and Politics, 1900-1906, A History of the Labour Representation Committee*, 1958, London, pp. 16-17.) それが、労働党結成にあつてどのような役割を演ずるかとは興味ある問題であるが、それは後の問題である。

かくして多様な生産物と生産過程をとまなうところの出来高払制の職業における「標準賃金率」(Standard Rate) は、団体交渉のもつとも日常的な問題となつたのである。ところで、一九世紀を通じて、多くの職業において組織的に行われていた出来高払い制には、どのような形態があつたかという問題があるが、そのひとつは、今日まで織物労働者の一部ではなお行われているのであるが、新しい出来高価格というものを、一地方もしくは職業全体として決定することである。しかしこれ

は、それ以外の価格に関係なく、各個別的にばらばらに決定され、特別の交渉とならざるをえないのである。なぜならば、生産物や生産過程が、たえず変更を余儀なくされているさまさまの職業の場合には、全国的なレベルではもちろん、地方的な交渉の場合でも、交渉員の間利害の対立があらわれ、その結果として、統一した要求とすることがきわめて困難となることはいふまでもない。従つて、各個別の価格が、主としてそれが決定される時点における雇主と労働者との間の各々の交渉力に応じて規定されるのであつて、賃金表においては、さまざまに異なつた価格が、さまざまな週賃金となつてあらわれることとなる。いまひとつの方法は、地域もしくは産業中心の交渉によつて基準となるところの時間賃金を設定し、出来高賃金率をもつて、各職場での決定に任せるが、しかし何らかの形で標準賃金率に関係ある所得に従うという条件で決定されるところのものであつた。<sup>(1)</sup>しかしこれにもなう困難は、出来高払い賃金が、交渉力の差異のために、職場によっていちじるしく異ならざるをえないということであつた。当然のことながらそれは賃金率の漸次的な崩壊ということになるのであつて、交渉力の弱い職場においては、同一水準の所得を確保するために、労働者の間に、労働の強化もしくは残業などを喜ぶ風潮を生み出したのである。

一般に出来高払い制度は、一九世紀全般にわたつて広く行われたにもかかわらず、以上にみたように、さまざまな不備な点があらわれたため、賃金要求は、綿業労働者の若干の職業では出来高払い制から標準賃金の方向へ移らざるをえなかつたのである。一八五三年のいわゆるブラックバーン・リストの制定は、その意味ではまことに象徴的な出来事であつたといわなければならない。すなわち、それは、斬新な方法で、出来高払い制の職業に標準賃金率を強制しようとする問題を解決しようとして試みたものであり、その原則は、まず第一に、各職業の生産物について考えられる標準単位を、特別に明細に記録した生産諸条件とともに設定し、この典型的な標準的生産単位については、標準的な単価が決定された。つぎにこのような標準生産物を基準として可能な限りの偏差が体系的に段階に位置づけられ、そして最後に、それぞれの序列点について、標準

生産物もしくは標準条件からするところの単価 (Gross-price) への付加もしくは減額が決定されたのであって、このようにして、ブラックバインの「賃金表」は、工場における出来高賃率を転換せしめることによって、賃金決定方式を中央決定にもちこませることとなった。その結果として、地方的あるいは産業的な範囲の交渉が、標準賃金率と関連するようになり、さらに標準賃金表にあらわれていない新生産物か、あるいは生産過程、もしくは標準賃金率が適用されるべき生産の特殊な事実についての各工場の不一致などについては、別の方法で処理されたのである。「賃金表」の原則に従えば、技術的な変革に応ずる形で、出来高払いの細かな修正をも可能とするものであり、それはそのまま、ブラックバインの近隣の地域に適用されることになったのであって、いわゆるブラックバイン織工組合 (Blackburn Weavers' Union) は、この賃金表の協約締結後にあらわれたのである。しかしこの組合は、近隣の支部にたいする援助に成功することができずに衰え、一八五八年、それから分離したいくつかの支部組合は、織工の最初の合同組合 (Amalgamation) を結成したが、その目的は、「現行の出来高払いの複雑な賃金率からおこる絶え間ない争いについて、労働者 (Operatives) の立場から、その利益を擁護することができるように、価格についての熟練した計算者を一貫して支持することにあつたといわれる<sup>(3)</sup>。当時は、ブラックバインとは別に、ランカシア地方一帯に、力織工の組合がかなり広汎に存在しており、雇主はこれにたいし、ある種の不安感をもって訴えたのであり、いわゆる正式の団体交渉の方式をもたない時点での自然発生的な運動であつたことが特徴的である。その意味においては新しい団体交渉の方式のなかで、地区ごとに賃金表を要求し、やがて近代的な織工の組合の先駆者としての地位をしめるまでは、五〇年代以後であつても産業革命期の手織工とあまり変らない性格をもつていた。

さきの合同織工組合は、アメリカ南北戦争による一八六二年―四年の綿飢饉の試煉をへて残存したが、またその過程で、多くの地方組合は消滅し、それらに代つてより多くの組合が加入するというように変動にあつたが、一時的ではあれ、その最盛期には、一四の加入組合から成つており、他方これに加入しない地方組合は、みずから役員を選び運動を展開していた。

この時期に職業的な組合活動家の出現が注目され、その背景には、出来高払い賃金率における地方的な格差の問題があつた。これらの新しい職業的活動家たちのグループは、地方的な未組織状況のために標準賃金率の確立が妨げられ、地方によりさまざまな出来高払い賃金が存在していた結果、同じ職業内部ではげしい競争状態が現出し、団結が妨げられる状況にかんがみ、それらを結集して、統一的な標準賃金率を実現するために、「賃金委員会」 (Wages Committee) を結成したのである。<sup>(5)</sup>そしてこの委員会こそは、雇主と労働組合との間における賃金決定機構として重要な役割を演じたのであつた。このように一般に綿工業において賃金格差のいちじるしいことが、労働市場の全国的統一をはばみ、全国的な横断組合の結成を阻んだことは、たとえばこの合同組合加入の地方支部にしても、各支部が財政的な基金の蓄積状態の相違から、富裕な支部であればあるほど、共同のプール制にたいして消極的であり、そのために争議に際してはしばしば勝利をしめることができなかったほどである。のちに組織の停滞化に直面して、すべてのランカシアの代表者の会議が開かれ、新しい第二の合同組合が設立されるに至つたのはこのためである。この第一合同組合と第二合同組合とは半ばは競争的且つ半ば共存的な組織として、以後ほぼ等しい組合員を擁し、その統一のもとで、一八九二年、統一的な賃金表がつくられたのである。このように、織工の合同組合は、やはり標準賃率獲得のためのルーズな結合体としてとどまり、強固な職業別組合への途は、まことに困難をきわめたのである。

以上にのべたように、近代的な労働組合としての綿紡績工組合も織工組合も、一九世紀前半から後半にかけての時期の新しい工場労働者の自然発生的な組織からおこつたものであつたにもかかわらず、この両者は、その政策上、明白な対照性を示したのであつて、前者はいわば、ヴィクトリア型労働組合としてのニュー・モデル・ユニオンに近似的であり、労働力供給制限による賃金の維持をもつてその政策としたのに反し、後者は労働力の需給関係を調節しえないオープン・ショップ制をとる組合として、一八八〇年代以後の新組合運動の先駆的な形態であつたといふことができる。この両者がそれぞれその

特有の性格と政策のもとに、独占段階において相互にどのような関係を保ちつつ発展しつづけるかが、さらに考察されなければならぬ。

- (1) Turner, *ibid.*, p. 130.  
 (2) ブラック・バインの「賃金表」による賃金算定の例として、ターナーは、つぎのようにのべている。「一八六六年、プレストンの紡績工バンクスは、ブラック・バインの原則にもとづいて、簡単な賃金表を適用することをきめ、その労働者を著名にしたのであるが、それによると、彼は、横糸の精紡の「標準」として、六四〇紡錘の自動紡績機で紡がれた一インチ当り一八・三八回転をとらう一〇〇ポンドの生産物を考え、それを三二番手とした。この単位の価格は、四二シリング四分の三シリングで決定された。この「標準」より大きい、あるいはより小さい機械からの異なった生産物を補償するために、この「プレストンの自動精紡工の賃金表」は六〇〇以下の二〇紡錘ごとに、標準価格にたいして、標準価格にたいし二分一ペンスを加えた。そして六〇〇から九〇〇までの間は、二〇紡錘ごとに四分の一ペンスをさしひいたのである。「標準」とはちがった性質の糸の価格をきめるために、賃金表は、粗さの各段階に応じて控除の体系をあたえるときにも、また精細さの段階に応じて附加の体系がきめられた」(Turner, *ibid.*, p. 131.)  
 (3) Turner, *ibid.*, p. 132.  
 (4) 「雇主の組合の宣言は、一八五三年のプレストンの大争議において、つぎのように不満をもちた。すなわち、労働者たちは、計画的なそして無責任な団体の指導のもとにある。そしてその団体は、町やあるいはどこか特定の定まった場所とは全く無関係に、労働者にたいして、彼らが働くことが許される場所の条件を強制する手段を労働者に命令する」(Turner, *ibid.*, p. 133.)  
 (5) この問題については、Webb, *Industrial Democracy*, *ibid.*, pp. 195-196)

## 三

一八八〇年代において紡績工組合は、一九世紀後半以後の繊維産業以外の大職能別組合と同じような労働市場独占政策をとるところのクローズド・ショップ制を政策とする組合であり、合同機械工組合にさえ比肩されるころの高額の組合費(週一シリング二ペンス)を基礎として、組合員に共済手当、すなわち失業、疾病、事故、移住などの諸手当、退職手当および埋葬手当などを行うことのできるいわゆる労働貴族的な組合<sup>(1)</sup>であったのに反し、織工の場合には、第一の合同組合は、きわ

めて制限された形での給付をもっていたとはいえず、のちの第二合同組合の場合には、あたかも一般組合のように争議にたいしてのみ手当が支払われたにすぎない。それゆえ、紡績工と織工のそれぞれの組合の関係は、クラフト・ユニオンとゼネラル・ユニオンの差としてあらわれるとともに、同一産業内部におけるクローズド・ショップ制とオープン・ショップ制とをめぐる問題としてあらわれざるをえなかった。

紡績工と織工との組合の体質および政策の相違からくる戦術上の差異はまた、争議の場合において両者の協力関係をいじめるしく困難なものとしたのであって、この両者の雇主との間の交渉において、ある種の協力関係を可能にしたのは、第一次大戦後であったといわれる<sup>(2)</sup>。しかしそれとても断続的なものとしてとどまり、両者を包摂する組合内部組織としての地方繊維産業労働組合連盟(Local Textile Trades Federation)は、綿業労働者のさまざまな組織から成り立っていたが、工場レベルでは両者を結ぶ組織は全くなかったといってもよい。同じ工場の門をくぐり、同じ敷地内にある紡績および織物工場で働 きながら、労働者の間に、ほとんど何らの協力関係がなかったという事実は、何といっても紡績工の熟練労働者としての優越した地位に主としてよつていられると思われ。それはすなわち、綿業自体の内部における精紡部門のしめる重要な役割、従つて紡績工の側からみれば、他の労働者にたいする責任の重大さの自覚——それはしばしば特権意識と結びつき易いのであるが——からくることも考えられる。

このような紡績工の卓越した地位、そしてそこからくる排他的な性格は、何よりもまず、一九世紀末までに、紡績工ひとりにたいして三人にまで増大せしめた出来高工との関係においてもっとも明瞭にみることができ。この出来高工は、紡績工の助手として、一方において利害を共通にする面と、特権的な労働者としての紡績工の補助労働者としてきわめて不利な労働条件を強いられていたのであって、ミュール紡績工の組合に加入していたとはいえず、賃金格差はひどく、熟練した紡績工の所得は、先任の出来高工の二倍ないし四倍に達したという事実をみて<sup>(3)</sup>、この両者の関係をうかがい知ることができ

る。紡績工が一方において出来高工との賃金格差の拡大傾向を維持するのに深い関心を有するとともに、他方において彼らが、ストライキ破りに転化するのを極度に警戒し、出来高工にたいし、彼らが組合員であるかどうかにかかわりなく、争議に際してはストライキ手当を支払わなければならなかったほどである<sup>(4)</sup>。このように熟練労働者のもとの差別的な支配にたいする抵抗は、次第に独自の組織的發展となつてあらわれざるをえないのは当然であつて、一八九〇年、ボルトンの出来高工は、地方の社会主義者の援助のもとに、一八九一年から九二年にかけて、ランカシア出来高組合 (Lancashire Pieceworkers' Association) を結成したのであつた。この動きは他の地方の出来高工をも刺激し、それぞれの地区において出来高組合の結成への動きを活発にさせることとなつた。しかし彼らがいかに独立の組織をもつとも、雇用の機会が熟練紡績工を媒介にして雇主から与えられるものである限り、彼らの地位そのものは独立の組織の結成によつて少しも変わるものではなかつた。従つて彼らの組織がしばしば企業内の組織としてとどまらざるをえず、一九〇八年、全国綿業出来高工組合の結成をみたにもかかわらず、紡績工の抵抗によつて強力な組織となりえなかつた<sup>(5)</sup>。

- (1) 「木棉〔工業の労働〕貴族の極端な保守主義は、かれらが、普通の情況のもとではもっと低い地位にたつていたとおもわれる産業において、特権的な立場を防御するという認識から発生したのであつた……、事実、われわれは知っているのだが、ブリテンの木棉労働者は、西ヨーロッパのその種のうち永続的な職能別組合を設立した唯一の労働者であつた……」 (E. J. Hobsbawm, *Labouring Men, Studies in the History of Labour*, London, 1964, p. 287. 鈴木幹久、永井義雄共訳「イギリス労働史研究」所収、「一九世紀ブリテンにおける労働貴族層」二六二頁。)
- (2) Turner, *ibid.*, p. 140.
- (3) Webb, *Industrial Democracy*, p. 105. 邦訳二二三頁。
- (4) Turner, *ibid.*, p. 141.
- (5) Turner, *ibid.*, p. 142.

彼らにとつても大きな関心事は、産業革命以来、婦人がミュール紡績工 (出来高工) として雇用されていることであり、これに反対することであつた。婦人および少女が紡績過程に雇われるとすれば、それは彼らが職を失う危険性にさらされる可

能性を意味するものであつたからである。合同紡績工組合連合は、出来高工にたいし準会員としての地位を与えたのであつたが、婦人労働者の組合加入に反対し、一八七〇年代、組合から排除されたのであつて、ここに出来高工のエゴイズム、紡績工にたいしてはその従属的な地位を甘んじてうけながら、それを婦人労働者にたいする優越によつて補おうとするところの非連帯的な感情をみることができる。紡績工は、この両者の対立関係を巧みに利用しながら、みずからの労働貴族的な地位を維持するのに成功したのであつた。またこのような出来高工ならびに婦人労働者に対する親方としての地位をしめる紡績工は、生産の準備過程に従う労働者、すなわち練紡工 (lover) や撚り糸工 (spinner) のように紡績用に糸を加工し、且つ特殊な用途のためにそれを二つよりにするところの労働者の動向にも深い関心をもつていたのであつて、彼らは、紡績工にたいして対等の資格において、労働力の統轄に任じたのである。

このように、紡績工とこれに従属的な立場に立つさまざまなグループの労働者との関係はきわめて複雑であるが、その関係をもつとも微妙に反映しているものとしては、主として紡績業の準備過程に働く労働者の組織としての梳綿室工合同組合連合 (Cardroom Amalgamation) と紡績工組合との関係であろう。綿業労働者が、紡績工、撚り糸工以下六種の部門の労働者にわかれ、これらはそれぞれ独立の組合を有し、独自に雇主と交渉することを原則とするが、しかし二部門あるいはそれ以上の部門に共通する問題もしくは、すべての部門に関連する問題がある場合には、それぞれの組合は連合して合同組合 (amalgamation) をつくることがある。そしてもっとも結びつき易いのは、雇主を同じくする同一工場内の綿紡績工と梳綿室工の二組合の共同闘争であり、密接な関係が生まれるのであるが、しかし梳綿室工の組合は、紡績工のそれとは異なつてオープン・ショップであり、その職種が比較的簡単に、他の労働者によつて代替されることが決定的に重要である。その結果、雇主との交渉を強化するために、しばしば全国的組合への企図がなされ、一八五七年―八年にかけて全国梳綿室工連合組合 (National United Association of Cardroom Operatives) が結成されたが、長くはつづかず、一八七〇年代の恐慌過程で衰亡してしまつたが、

一方六〇年代には統一中央梳綿室工および打綿室工組合 (United Central Association of Card and Blowing-room Operatives) と呼ばれる組織がつくられ、綿紡績工の強力な組合をモデルとした運動も成功することができなかった。その後、八〇年代まで残存して、梳綿室工の全国組合を結成しようとする試みも失敗したことによって、大きな打撃をうけたのであったが、およそこのような失敗は、梳綿室工の組織にたいする態度、すなわちみずから不熟練職種としての地位におかれながら、婦人労働者やアイルランド人労働者を排除しようとした政策のなかに見出すことができる。ただ、オールダムの組合だけは、九〇年代にはその地区の婦人労働者の九〇パーセントを組織し、それを中心に梳綿室工クラブの賃金委員会をつくることによつて、ようやく中央の事故基金をもつて団結への途を切り拓くこととなったのである。<sup>(4)</sup>

(1) 男子労働者の多くは、紡績工としての婦人の雇用に完全に反対した。そしてしばらくの間、完全とはいえないとしてもそれはグラスゴウにおいてはやめられたのだが、一八三七年の大ストライキのあと男子と同じくらいの数の婦人が、紡績工として二五〇鐘程のミュール紡績機で働いていた。マンチェスターにおいては、婦人紡績工は、昔から働いており、婦人は、一八三八年にはマンチェスターで紡績工として働き、数年後には、ランカンシアの紡績工組合の組合員になることができるのである。婦人の雇用に反対した人々は、紡績工場は婦人の健康にとても危険であり、熱が必然的に要求するところの服装は、婦人にとっては不適當であるというのであった。しかし、実際には、成人の婦人労働にたいする反感が、婦人の賃金が通常少いということの脅威が、男子労働者にとつてとり除かれないこと、それゆえ、男子および女子の労働者が同種類の仕事で雇用されている場合、男子の賃金もまた小さくながちであるということによつては、

(2) 'Cardroom operatives' についての邦訳をみると高野岩三郎氏は、ウェツプの「産業民主制」の邦訳において「梳機工」と訳しているが、荒畑寒村氏は、やはりウェツプの「労働組合運動史」において、「梳綿室工」と訳している。筆者は後者をとる。

(3) Webb, Industrial Democracy, pp. 123-124. 邦訳一四四頁。

(4) Turner, *ibid.*, p. 145.

綿紡績過程のための準備段階に働く梳綿室工としては、彼らの賃金は慣習的に紡績工の賃金に従つて変動し、後者の争議期間中は当然、仕事を奪われるのが普通であった。オールダムの組合は、今迄よりも積極的な姿勢をとり、紡績工の闘争との統一の形で、争議をひきおこした雇主の低賃金政策に対して、独立の形で抵抗することとし、梳綿室工の連合組合の結成

を企図したのである。オールダム地区の梳綿室工が中心となって結成され、二〇以上の地方組合が加入したところのこの連合組合は、いままでまったく未組織のままに放置されていた他の準備過程の労働者の不満を触発することとなり、主として婦人労働者の労働条件についての六〇〇件にのぼる争議を手がけ、二二のストライキ公示にふみきらせ、七件の地方争議を援助したのであった。連合組合の力が自覚されてくるにつれて、その会員数も急速に増大し、専門的な有資格者の雇用を中心課題とする織工の組合を模したところの地方組合と、その上に立つ梳綿室工組合は、紡績工の地方支部に範をとつたのだが、連合組合は織工の組合と同じ政策をとつて共済活動に重きをおかず、ストライキ基金を創設し、準備過程の全労働者の三分の一以上を組織したといわれる<sup>(1)</sup>の<sup>(2)</sup>をみても、その大きさをうかがうことができる。しかしながらそれにもかかわらず、その運動が成功しえなかったのは、まず何よりも梳綿室工をはじめとする準備過程の労働者の不熟練労働者の組合としての性格から、標準賃金率の獲得に十分な力を保持しえなかったことによつては、

以上にもみるように、綿業労働者の構成は複雑であり、その中核的部分としての紡績工は、雇主と一般の賃金労働者の間に立つて熟練労働者Ⅱ親方Ⅱ労働貴族としての地位をしめ、クローズド・ショップの原則に立ち、出来高労働者としての紡績労働者 (operative spinner) の組合を従属化せしめながら雇主と対立したのであって、このような綿業労働者の組合はまた、紡績工の組合と微妙な関係を保っていたのである。たとえば一八八〇年代にすでに安定した組織をつくりあげた梳綿室工は、間もなくそれを紡績工に承認させることに成功したのであって、この組織運動は、他の特殊専門的な労働者の小グループにたいしても少なからざる影響を与えたのである。とくに紡績機械工やローラー保全工などのオールダム地区の技術的な専門職人は、一八九一年〜九二年の間に組合を結成し、梳綿室工の組合に入らずに、紡績工のオールダム地方支部に加入を許されたのであったが、その勢力は振わなかつた。<sup>(2)</sup> また倉庫係り労働者と監視労働者とは、みずから不熟練労働者として観念することができず、監督的な立場にある労働者として別個の組織をつくるというように、紡績工の労働貴族的な存在を強烈に

意識していたのである。このような熟練したあるいは監督的な労働者は、紡績組合への加入を許されたとはいえ、それはその不安定な時期のみにとどまり、やがて一八八〇年代、労働貴族としての地位を確立するやいなや、彼らにたいする紡績工の興味は減退するのであるが、これには深い理由があった。彼らは準備段階の労働者、あるいは彼らにたいして補助的な立場に立つ労働者が、ストライキ破りに利用されることを警戒することも忘れなかった。紡績工は他の綿業労働者の独自の組織を歓迎し、これとの協力関係を維持しようとする姿勢はたえず一貫していたけれども、しかしそれはあくまでも紡績工の絶対的優位という条件のもとにおいてのみであり、むしろ彼らの労働貴族的な地位は、梳綿室工をはじめとする関連労働者の犠牲の上になり立っているといえることができる。<sup>(4)</sup>このようにして、紡績労働者のクローズド・ユニオンの制度は、綿業労働者の運動全体にとってはこれを前進せしめる方向ではなく、むしろ抑止する方向に走ったのであって、あたかも独占形成期における親方製鉄工の組合 (Associated Iron and Steel Workers of Great Britain) と賃労働者の組合としての製錬工組合 (Steel Smelters' Union) との対抗関係ときわめて類似していたといえることができる。それでは以上のような紡績工組合の特殊性と比較して、織布工の組合の構造はどのようなものであったろうか。

(1) Turner, p. 146.

(2) Ibid., p. 148.

(3) 「諸種の産業における婦人の増大率 (不熟練労働者の増大率) の一指標についても、まったく同じである。このことは婦人プロレタリアートの組織の可能性をうみ出したのであるが、一八八〇年代以前には、あまりひろく実現されず、その年代にやっと綿業においてのみ実現されたのであって、そのことは男子熟練労働者を、いっそうはつきりと卓越し優越するものにしておくかたむきがあった。だから、全木棉工場の労働力の中の男子紡績工の百分比は、一八三五年の一五から、一八八六年の五に下り、そして一方、婦人および青年期の少女の比率は、一八三五年の四八・一から一九〇七年の六〇・六にあがった……。従って、労働貴族層は、みずから確立したこれらの織物産業——木棉、メリヤス、レース——において、より顕著になつた」(Hobsbawm, *ibid.*, p. 282. 前掲邦訳、二五六頁。)

(4) Chapman, *ibid.*, p. 243 ff.

紡績工の組合が、クローズド・ユニオンの根強い伝統のなかで形成されたとするならば、織工の組合は、むしろオープン・ユニオンの長い歴史を誇ってきたといえることができる。従って前者においては熟練労働者としての紡績工とその補助的労働者との関係は、織工とその他の労働者との関係とはかなり異なったものとしてあらわれざるをえないのである。紡績工の組合員数が、その最高に達した第一次大戦直前においては、二四、〇〇〇人の紡績工にたいして三〇、〇〇〇人の補助的な労働者がおり、他方、一〇〇、〇〇〇人の梳綿室工が精紡過程の準備的な労働者群としてオープン・ユニオンを形成していたのであって、この両者の間には支配と従属の関係が支配し、組合運動の場合にも微妙な問題を残すことにはすでに指摘したとおりである。ところで織工合同組合は強力なオープン・ユニオンとして存在していたが、そのなかにはこの二五〇、〇〇〇人の労働者に加えて、ひとにぎりではあったが、これに加入しない組合があり、それは織物業におけるクローズド・ユニオンを建設していた。圧倒的にオープン・ユニオンの伝統の根強い織工の組合のなかにおいて、三〇、〇〇〇人という数からいえば紡績工をもしのぐ労働者が、八グループに組織されていた。<sup>(1)</sup>織工の組合は、その形成史において二つの流れをもち、ひとつは、一八五〇年一六〇年の時期で、ブラックバイン組合の建設および第一の合同組合の建設を含み、一八六二一三年の綿飢饉——南北戦争の結果としての——によって一時中断されたとはいえ、クローズド・ユニオンの結成がつけられたのであって、第二の波は一八七七一九一年のそれであり、監視労働者 (overlooker) や糊付け工の組合運動がつけられるのである。こうしたクローズド・ユニオンのうち、整経工はその当時、特別な地位をしめ、普通の織工の賃金の約二倍を得ていた。<sup>(2)</sup>また織布監視工 (doberker) も一般の労働者よりかなり高い賃金を支払われ、雇主の代理人として経営の責任に任じたのであって、しばしば労働組合と雇主との間に立ってジレンマに追い込まれることが少なくなかった。また監督労働者の場合には、労働組合にたいしては使用者的な立場が一層明確であり、力織機のとおりつけおよび維持に責任を負っていたばかりでなく、八人ないし一〇人程度の織工の仕事の監督に任じたのであった。彼らはいわば雇主から仕事を請負うと

ころの熟練労働者以上の存在であり、みずから親方として、たとえば「スレート制度」<sup>(3)</sup>のような極端な能率増進政策がとられたのであって、労働者たちは、このような横暴な監督労働者の解雇を雇主に要求し、あるいは彼らの収入の減少を、監督者の技術的な無能に帰して、ストライキに入ったことも珍しくなかったのである。

以上のように織工の組合は複雑な構造をもち、工場経営者のもとで監督的な機能を果す監督労働者のほかに、それとはやや違った形ではあったが、織布監督工が、織布工にたいして重大な権限を振うものとして介在し、こうした機構のもとで、一般労働者は出来高払い賃金を支払われており、これらの監督労働者にたいする抵抗のなかで、その組合活動を推進していったのであって、それがオープン・ショップの原則に立っていたのに反し、クローズド・ショップ制をとるところの以上のべたような特権的な労働者、たとえば監督工は、一八五八年に、糊付け工は一八六五年に、撚り糸工は一八六六年にそれぞれブラックバーンを中心に組合を結成したことはきわめて対照的である。かくしてその運動の発展として、一八七五年「全国力織機監督工組合連合」(National Confederate Associations of Power Loom Overlookers)がマンチェスターにおいて結成され、一八八〇年に、「北部、北東および南東ランカシア合同糊付け工組合」(North, North-East and South-East Lancashire Amalgamated Tapesizers' Association)が結成され、さらにそれらは強化されて、一八八五年には、「監督労働者一般組合」(Overlookers' Grand Union)が、そして一八八九年には、「撚り糸工合同組合」(Twisters Amalgamation)が、結成されたのであった。また経通工(Warpraiser)は、一八八二年にマンチェスターの周辺に多くの支部組合をつくっていたが、一八九四年に完全な合同組合に移行し、織布監督工もまた地方的な組合から、一八九五年には合同組合に発展していったのである。一般に、一八八〇年一八九〇年代にかけての監督労働者や糊付け工は、整経工と同じく平均の織工の賃金の約二倍を得ていたのであり、文字通り労働貴族層を形成していた。もちろんオープン・ショップ制をとる力織機工の組合も、労働力制限の政策をとったのであるが、しかしその政策は紡績工の古い慣行と職業的な格づけを伴うところの「先任制」とは異なったものであり、従って

十分に機能したとはいえない面があった。<sup>(4)</sup>しかしその企てが成功したかどうかは別として、力織機の入職制限政策は、その後のクローズド・ユニオンによって学ばれ、見習労働者は、各工場においておこる有資格者に欠員が生じたときのみ、雇用されることがゆるされたのである。ただひとつの例外は、撚り糸工のそれであって、撚り糸工と経通工とは相互に代替可能である職種であるところから、空席がおこった場合、相互に補充しえたのである。

このようにして一般に、紡績工の組合は、従属的な地位に立つ出来高労働者の団結を無視し、抑制もしくは阻害したのたいたし、織工は逆にそれを助け、一九世紀末から今世紀初頭にかけて急速に発達した資本家の団体に抵抗の姿勢を示したのである。<sup>(5)</sup>しかしこのような織工の団結への動きのなかで無視しえないのは何と云っても監督労働者の動きであって、すでに一八七〇年、オールダムの監督労働者組合は、その目的を規定して、「組合員の仕事の世話、監督労働者自身が管理しうる織機の数だけを制限し、一定の賃金率を確立することであり、また他方において雇用者と被雇用者との間の不快を除くことである」とのべているが、その立場はきわめて微妙であった。<sup>(6)</sup>第一にそれは、熟練労働者の相互扶助的な団体に近い性質をもちつつ、闘争団体の性能をもつものであることとはもちろんで、たとえば、一八八三年一四年にかけてブラックバーンの織工が賃金切り下げに反対して六週間にわたるストライキを行った際、雇主が監督労働者にたいしてこれを拒否したことは、その立場の微妙さを暗示してまことに象徴的であるといわなければならない。自由競争段階においては、雇主の忠実な代理人としての地位をえていた彼らは、独占形成期に至って、次第に一般の労働者の側に移らざるをえなかった事実が、一九世紀末から今世紀はじめにかけての彼らの合同組合の結成のなかにみることができるといえる。綿業労働者の直面した多くの問題は、独占形成期において転換期を迎えた多くの他のクラフト・ユニオン、たとえば、機械工、建築工、鉄鋼労働者、炭鉱夫などの巨大な組合にもまた共通するものであったが、綿業労働者の組合は、労資対立の局面においてのみならず、組合運動の内部にさえ、さまざまな相剋と矛盾をはらんでいたことがわかる。産業革命期にあれほどの主導的な勢力たりえ

た綿業労働者が、新組合運動においてほとんどみるべき役割を果しえなかつたのは何故か、その秘密の鍵はここにあるといわなければならない。

- (1) Turner, *ibid.*, p. 150.
- (2) *Ibid.*, p. 152.
- (3) *Ibid.*, p. 153.
- (4) *Ibid.*, pp. 153—154.
- (5) *Ibid.*, p. 156.
- (6) *Ibid.*, p. 159.

—一九六八・一〇・二三・深更—

## 近世初頭東部イングランドにおける ウーステッド毛織物工業

安 元 稔

はじめに

十六・七世紀英国の毛織物工業については、既に長い研究史があり、殊にわが国においては、戦後、資本主義成立史の中心課題として分析され、独自の問題視角からする優れた諸成果をもつことができた。近世初頭の英国毛織物が、北部のヨークシャー、西部のウィルトシャー、東部のイースト・アングリア地方を三大中心地とし、北部における独立小織元経営の展開、西部、東部における問屋織元の支配性という固有の生産構造をもちつつ発展して来たことは、よく知られたところである。こうした類型は、地域研究が進んだ現在においても尚、基本的には妥当するであろう。

しかしながら、最近に至って、織元の経営形態が詳細に分析された結果、北部地方における独立織元の集中作業場を拠点とする生産支配という従来の見解は、一部修正を余儀なくされている。またわが国では等閑視されがちであった特権都市の毛織物工業の分析から、逆に農村工業を眺め直そうとする試みも行なわれつつある。西部型とほぼ同様の生産構造をもち、早くも十五世紀に問屋制度が高度に展開したとされる東部の毛織物工業についても、単に東部型という類型のみによっては